

平成19年5月25日

各位

会社名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、以下のとおり特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成19年6月26日開催予定の当社第106回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

中期経営計画の業績目標の遂行を目指し、企業価値の増大を図るために、当社の執行役員及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに相談役及び顧問に対しては当社取締役及び執行役員に対する経営支援を通じ業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を金銭の払込みを要することなく割当てするものです。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の執行役員、相談役、顧問、従業員(以下「従業員等」とする。
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式1,000,000株を上限とする。
- (3) 新株予約権の数の上限
10,000個を上限とする。
(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、(2)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた額とする。
行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

当社は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する自己株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使による場合を除く。)には、次に定める算式により行使価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株あたりの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の分割、無償割当若しくは併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

- (6) 本新株予約権の権利行使期間
新株予約権の付与決議日後2年を経過した日から10年以内の範囲で取締役会において定める。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の1個を分割して行使できないものとする。
権利行使時に従業員等として在任又は在籍していることを要する。
新株予約権の割当を受けた者が、執行役員、相談役、顧問を退任した場合もしくは従業員が退職した場合は本新株予約権は失効する。ただし執行役員、相談役、顧問が任期満了により退任した場合、当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。
- (8) 本新株予約権の取得条項
当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、本新株予約権を無償で取得することが出来る。また、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡は出来ない。
- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 取締役会への委任
上記に定めるもののほか、新株予約権に関する事項は、当社取締役会の決議をもって決定する。
- (13) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び公正価額等の諸条件をもとに、2項モデルを用いて算定する。

以上